

公 告

防衛省陸上自衛隊
和歌山駐屯地司令
(公印省略)

陸上自衛隊和歌山駐屯地における臨時売店の設置及び経営に関する業者の募集について

陸上自衛隊和歌山駐屯地において、臨時売店（創立64周年記念行事）を設置し営業を行う業者について、次のとおり募集します。

- 1 公告期間
令和8年8月7日（金）～令和8年9月15日（火）
- 2 応募資格（細部は募集要領、仕様書に記載）
 - (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
 - (2) 暴力団及び暴力団員ではないこと、また暴力団と関係しないこと。（暴力団排除に関する誓約事項に同意できる者）
- 3 設置方法
国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可
- 4 募集業種
食品販売（屋台、キッチンカー等）
- 5 募集業者数
店舗数：4（基準）
- 6 設置日
令和8年11月15日（日）
- 7 設置場所及び区画
和歌山駐屯地 駐車場地域（30,000㎡）
- 8 公告期間における募集要領及び仕様書の配布
 - (1) 期 間
令和8年8月7日（金）から令和8年9月15日（火）までの各日午前11時から午後4時までの間（ただし、土、日及び祝日を除く。）
 - (2) 場 所
下記問合せ先に同じ

9 業者説明会

(1) 日 時

令和8年9月16日（水）午後13時30分から

(2) 場 所

陸上自衛隊和歌山駐屯地 「自主運営室」

(3) 注意事項

ア 本説明会に参加されない業者は、公募に応募できません。

イ 参加希望者は、令和8年9月15日（火）午後4時（ただし、土、日及び祝日を除く。）までに①会社名 ②参加者氏名（1社2名以内） ③連絡先・電話番号④車で来隊される方は車種・車番を下記問合せ先までFAX等により通知してください。

ウ 募集要領及び仕様書を携行してください。

エ 以前に和歌山駐屯地で出店し説明会参加された業者は参加不要

10 応募方法

上記、第8項に示す期間に「募集要領」及び「仕様書」の受領、第9項に示す「業者説明会」への参加及び必要書類を提出してください。

11 その他

(1) 天候、感染症等の状況により駐屯地行事の開催を中止する場合がある。

(2) 感染症等の状況によって飲食販売品目等を制限する場合がある。

(3) その他細部内容は、募集要領及び仕様書による。

12 問合せ先

〒644-0044 和歌山県日高郡美浜町和田1138

陸上自衛隊和歌山駐屯地

管理隊厚生 山田

電 話 0738-22-2501 内線276

FAX 0738-22-2502

募 集 要 領

(令和 8 年度臨時売店公募)

陸上自衛隊和歌山駐屯地
管 理 隊 厚 生

募 集 要 領

1 概 要

和歌山県美浜町に所在する陸上自衛隊和歌山駐屯地において、職員及び来場者の利便性を確保するため、臨時売店の設置及び営業を行う業者を以下に記載する諸条件に従い募集する。

2 応募資格

- (1) 防衛省一般競争入札資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 業者説明会に参加すること。
- (3) 法人等（個人、法人又は団体という。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (4) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (6) 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員及び(4)から(7)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- (9) 陸上自衛隊の諸規則に基づく施設・衛生等の点検及び指導に対応できる者であること。
- (10) 和歌山駐屯地の所在地を管轄する保健所が発行する営業許可書を取得していること。

3 設置施設の所在地及び名称

- (1) 所在地
和歌山県日高郡美浜町和田 1 1 3 8
- (2) 名 称
陸上自衛隊和歌山駐屯地

4 臨時売店設置日

令和8年11月15日（日）

ただし、天候、感染症等の状況により駐屯地行事の開催を中止する場合がある。

5 募集業種 食 品

感染症等の状況によって飲食販売品目等を制限する場合がある。

6 募集業者数（4店舗：基準）

本行事の計画等に変更が生じた場合は、増減することがある。

7 設置条件

(1) 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置する。

(2) 使用料等

国有財産法に基づき、土地使用料日額約2円／㎡（税込み）とする。

なお、本使用料はあくまで現時点のものであり、最終決定は使用許可の申請をもって許可権者（近畿中部防衛局長）が決定する使用額とする。

(3) 設置面積

1店舗あたり 30㎡（6.0m×5.0m）

(4) その他の条件

ア 下記に示す以外は、別添仕様書のとおり。

イ 店舗の設置、営業については、臨時売店担当者（以下「担当者」という。）の指示に従うものとする。指示に従わない場合は、営業を中止させる場合がある。

ウ 出店に必要な資材、費用は出店者の負担とする。また、行事が中止となった場合の損害は補償しない。

エ 電気及び水の供給は駐屯地側からは一切行わない。出店に必要な場合は出店業者が用意すること。

オ 店舗ごとゴミ箱を設置し、本行事終了後、出店業者が責任をもって回収、持ち帰ること。

カ 火気（発電機を含む。）の使用については、必ず事前に申請し、許可を受けた器材のみ使用可能とする。また、火気を使用する場合、店舗ごとに消火器（業務用）を設置すること。

キ 車両の乗り入れは1店舗1台とし、事前の登録を要する。

ク 出店業者は、所轄保健所において和歌山駐屯地に係る営業許可を受けること。また、食品については、衛生的に加工又は調理されたものを取り扱うものとし、保健所の衛生上の指導に従うこと。

ケ 出店業者は、調理員及び販売員全員の腸内細菌検査を受検し、検査結果の写しを担当者に提出すること。

コ 調理した飲食物を販売する場合は、原材料（調理前食材）及び調理済み食品を、食品ごとそれぞれ50g程度ずつ、清潔な容器に入れ密封して提出すること。この際、原材料等は特に洗浄・殺菌等を行わず、購入した状態で容器に入れること。

サ 出店業者は売店の売上額を報告することとし、様式及び提出期限は別途示す。なお、情報公開の手続きに従って開示される場合がある。

シ 本要領に定めのない事項及び細部については、必要の都度示す。

8 業者説明会

- (1) 日 時
令和8年9月16日（水）午後1時30分から
- (2) 場 所
陸上自衛隊和歌山駐屯地「自主運営室」
- (3) 出席者
1業者1名
- (4) 携行品
募集要領（本紙）、仕様書、筆記用具、印鑑
- (5) 内 容
ア 出店の概要説明
イ 出店に際しての注意事項
ウ 各種連絡事項
- (6) 注意事項
ア 説明会に参加しない方は公募に応募できません。ただし、以前に和歌山駐屯地で出店し説明会された業者は省略できるものとする。
イ 参加希望者は、令和8年9月15日（火）午後4時までに①会社名、②参加者氏名（1社1名）③連絡先・電話番号 ④車で来隊される方は車種・車番を下記問合せ先までFAX等により通知すること。
ウ 連絡先
〒644-0044
和歌山県日高郡美浜町和田1138
陸上自衛隊和歌山駐屯地管理隊厚生
担 当 山田（売店関係）
電 話 0738-22-2501 内線276
FAX 0738-22-2502
陸上自衛隊和歌山駐屯地司令業務室
担 当 東（行事関係）
電 話 0738-22-2501 内線275
FAX 0738-22-2502

9 応募手続き等

次のとおり提出すること。なお、提出された書類は返却しない。また、行事の円滑な実施のために必要な場合、自治体、警察、消防、保健所等関係機関にその内容を通知することがある。

- (1) 申請書等の提出
ア 申請書類
⑦ 申請書1部（別紙第1）
④ 企画提案書1部（別紙第2）
※ 必ず記載又は資料を添付すること。
記載されていない場合は失格とすることがある。

(ウ) その他関係書類各 1 部

公募の参加者に必要な資格を確認するため、以下の関係書類を併せて提出すること。（関係書類の不備または参加資格がないと判断された場合は、企画提案書の審査は行わず無効とする。なお、提出された書類は返却しない。）

- a 業務確約書（別紙第 3）
- b 戸籍抄本（法人である業者にあつては、商業・法人登記簿謄本）
- c 営業経歴書、財務諸表（直近のもの）
- d 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書
- e 会社概要（任意様式、パンフレット可）
- f 印鑑証明書
- g 都道府県知事等の発行した営業許可書等の写し（許可を必要とする業種のみ。）

（注）防衛省競争参加資格（全省庁統資格）を有する者に限り、「資格審査結果通知書」の写しを、b、c 及び d に定める書類に代えることができる。

イ 提出先

業者説明会参加希望者連絡先と同様

ウ 提出期限

令和 8 年 9 月 1 5 日（火）午後 4 時必着（郵送又は持参）

(2) 応募者の失格

次のいずれかに該当する行為があつた場合は、失格とする。

- ア 提出期限までにすべての書類が提出されない場合
- イ 提出書類等が当要領に記載されている事項を満たさない場合
- ウ 提出書類等に虚偽の記載があつた場合
- エ 提出書類等に不備があつた場合
- オ 審査の公平性に影響を与える行為があつたと認められる場合
- カ 過去、又は現在、防衛省に支払う国有財産使用料を滞納したことがある、又はしている場合
- キ その他、不正行為が認められる場合

(3) 提案書等の修正の禁止

提出期限後の提出書類の変更（修正、差し替え、削除、追加）を禁止する。

10 選考の方法

- (1) 第 9 項に基づき提出された書類を厳正に審査し、応募資格及び申請内容に問題のない業者を企画提案書（別紙第 2）の各項目を参考に採点する。
- (2) 応募多数となった場合は、合計点数の高い業者から選考する。但し、業種のバランスを考慮する場合がある。
- (3) 感染症対策項目の評価が低い場合は足切りとする。

11 選考結果の通知

(1) 日 時

令和8年9月18日（金）

(2) 電話、メール等により通知する。

12 業者決定後の提出書類

(1) 提出書類

ア 国有財産使用許可申請書 1 部

イ 誓約書 1 部

ウ 役員名簿 1 部

(2) 提出先

応募手続き等と同じ。

(3) 提出期限

令和8年9月24日（木）午後0時必着（郵送又は持参）

申 請 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊
和歌山駐屯地司令 殿

〒
住 所 : _____

会社等名 : _____ 印

電話番号 : _____

F A X : _____

代表者氏名 : _____ 印

担当者氏名 : _____

電話番号 : _____

和歌山駐屯地行事において、次のとおり臨時売店の出店を希望するので、必要書類を添付して申請します。なお、出店に際し、下記事項を遵守し誠実に履行することを誓約します。

記

- 1 募集要領の内容をよく理解し従うこと。
- 2 売店担当者の指示に従うこと。
- 3 売店相互間又は顧客との間で係争を起こさないこと。
- 4 売店申請品目以外の物品を販売しないこと。
- 5 販売時間を厳守すること。
- 6 売店内及び周囲のゴミ処理を確実に実施すること。
- 7 出店場所を確実に清掃すること。
- 8 損害行為については、責任をもって弁償すること。

企 画 提 案 書

会 社 名：

ア 販売品目表（付紙）及び販売予定商品のカタログ等
イ 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置（200字以内）
ウ 環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法（200字以内）
エ 衛生管理方法（200字以内）
オ クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法（200字以内）

※様式変更可

カ 和歌山駐屯地における営業方針（２００字以内）

キ 会社概要

（１） 本社所在地

（２） 設立年月日

（３） 資本金 円

（４） 社員数 名

（５） 店舗数 店舗

（６） 売上高 万円

ク その他のアピールポイント（２００字以内）

ケ 感染症対策の細部実施要領（できるだけ詳細に）

販 売 品 目 表

会社等名：

[illegible]

業 務 確 約 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊
和歌山駐屯地司令 殿

「陸上自衛隊和歌山駐屯地における臨時売店の設置及び経営の業務」の応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを誓います。

本社（店）所在地
商号又は名称
代表者の氏名
印

法人・個人の別 法人 ・ 個人
担当者氏名：
電 話：
F A X：

※商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用してください。

誓 約 書

- ☐ 私
- ☐ 当社

は、下記 1 に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記 2 に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記 3 の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記 1 に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供給するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙様式 16 により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

防衛省所管国有財産部局長

近 畿 中 部 防 衛 局 長 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地
氏 名又は名 称

令和 年 月 日

防衛省所管国有財産部局長
近畿中部防衛局長 殿

申請者 郵便番号
住 所
氏 名

国有財産（土地）使用許可について（申請）

下記のとおり行政財産を使用したく、関係資料を添付して申請します。

記

- 1 使用しようとする財産
 - (1) 口座名：陸上自衛隊和歌山駐屯地
 - (2) 所 在：和歌山県日高郡美浜町和田 1 1 3 8
 - (3) 区 分：土地
 - (4) 数 量：3 0 m²
- 2 使用しようとする理由
- 3 利用計画（事業計画）
案内図、配置図、平面図、求積図
- 4 使用しようとする期間
令和8年11月15日（日）
- 5 その他参考となるべき事項
 - 担当者連絡先 ア 会社名等：
 - イ 郵便番号：
 - ウ 住 所：
 - エ 担 当 者：
 - オ 電話番号：

仕 様 書

(令和 8 年度臨時売店公募)

陸上自衛隊和歌山駐屯地
管 理 隊 厚 生

仕 様 書 （その１）

1 業務件名

陸上自衛隊和歌山駐屯地における臨時売店の設置及び経営

2 業務内容

臨時売店の設置及び経営の業務

3 相手方の決定

本業務を行う者については、陸上自衛隊和歌山駐屯地司令（以下、「甲」という。）が決定する。

4 国有財産の使用許可

- (1) 本業務を行う者は、臨時売店の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。
- (2) 国有財産の使用許可は、陸上自衛隊和歌山駐屯地を所管する近畿中部防衛局長（以下、「乙」という。）が行う。
- (3) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。
 - ア 国が許可財産を使用するとき
 - イ 国有財産の使用許可の相手方（以下、「丙」という。）が使用許可条件に違反したとき
 - ウ 丙が自己都合による業務の解除をするとき
- (4) 使用許可期間が満了したとき、又は前項により、使用許可を取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で許可財産を原状に回復し返還すること。
（ただし、継続した場合は、この限りではない。）また、この場合丙は国に対し、一切の補償を請求することはできない。

5 丙の資格

丙は、以下の条件を満たしていること。

- (1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (2) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。
- (3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- (4) 本仕様書の全記載事項を遵守できること。

6 国有財産使用料

丙は、乙に臨時売店設置に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。

1 平方メートルあたりの国有財産使用料の最終的な金額は使用許可する時点で決定する。

なお、国有財産使用料は、歳入徴収官が指定する期日までに全額を納入すること。

7 使用許可日

令和8年11月15日（日）

8 費用負担

本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

9 名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

10 管理責任

- (1) 丙は、自らの責任において臨時売店を管理し、火災、盗難、食中毒等の予防及び保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。
- (2) 丙は、従業員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。

11 衛生等の保持

丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲に対して速やかに報告すること。

12 情報保全の遵守

- (1) 丙は、甲、乙及び担当職員（甲が指定する者）（以下、「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- (2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。

13 損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、及びその他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

14 自己都合による業務の解除

- (1) 丙は、自己の都合により本業務の解除を希望するときは、解除しようとする1ヶ月前までに甲等に通知し、甲等の指示に従い解除することができる。
この際、丙は残期間に相当する使用料を請求することはできない。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立を行う者は、当該手続開始前に業務の解除を申し出ること。

15 業務仕様

- (1) 丙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。
- (2) 本業務の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (3) 臨時売店の設置に係る費用は、丙の負担とする。

また、当該作業の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。

- (4) 丙は、利用物件の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費を負担しなければならない。
- (5) 丙は、営業許可が必要な商品を取り扱う場合は、営業許可を取得した後、当該商品を販売すること。
- (6) 丙は、商品の瑕疵（かし）等について利用者又は担当職員からの連絡を受けた場合は、即時に対応すること。
- (7) 丙は、各営業日、設置場所及び周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。
- (8) 丙は、本業務に係る書類、その他担当職員の指示する書類を速やかに提出しなければならない。
- (9) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、担当職員及び丙の間で協議する。
- (10) 丙は、使用物件の一部を第三者に転貸し、又は、第三者と共同で使用してはならない。
- (11) 丙は、本仕様書に記載されている遵守項目に違反した場合は、甲等により直ちに業務を取り消されると共に、次回以降業務に従事できない場合がある。

16 駐屯地行事中止又は縮小開催の場合

- (1) 天候、感染症等の状況により駐屯地行事の開催を中止する場合がある。
- (2) 感染症等の状況によって飲食販売品目等を制限する場合がある。

17 その他

仕様の細部は、仕様書（その2）のとおり

仕 様 書（その2）

1 募集業種

食品販売（屋台、キッチンカー等）

2 設置場所

陸上自衛隊和歌山駐屯地 駐車場地域（屋外）

3 国有財産使用料（現時点での目安であり、最終決定は使用許可の時点となる。）

屋外日額約2円／1㎡（消費税込み）

4 営業日及び営業時間

令和8年11月15日（日）午前9時から午後2時

ただし、状況により変更もあり得る。

5 その他

- (1) 販売商品は、可能な限り低価格で提供するように努めること。
- (2) 緊急時等には、使用許可物件を国（自衛隊）が使用する場合がある。